登園許可	証明書					
ひかり保育園まきの 園長殿	園児	園児名				
病名【]			
症状が回復し集団生活に支障がない状態になったので	年	年 月 日から通園可能と判断します。				
	年		月	日		
医療機	関					
医師名						Ø

【保護者の方へ】この診断書は、医師により作成されるものです。医師名が記名されている診断書又は診断書に係る電子データを無断で作成し、 又は改変を行ったときは医師の押印がなくても有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると 認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられています。保護者による無断作成や改変は行わないでください。

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、 子どもが一日中快適に生活できるよう、下記の感染症について証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮下さい。症状のみで診断できる場合は病院での検査の必要はありません。医師の指示に従って下さい。

○医師が記入した証明書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす		
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日間まで	解熱後3日を経過してから		
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後 3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで		
新型コロナウイルス感染症	症状がある期間(発症前48時間から発病後 5日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した 後1日経過するまで (無症状の感染者は、検体採取日を0日目として 5日経過すること)		
風疹	発疹出現の7日くらいから後7日くらい	発疹が消失してから		
水痘(みずぼうそう)	発疹出現1~2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから		
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を 経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで		
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで		
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから		
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強く、結膜炎の症状が消失してから		
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経 過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療を終了するまで		
腸管出血性大腸菌感染症 (0157、026、0011等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了 し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いず れも菌陰性が確認されたもの		
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数ヶ月排出される。	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで		
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること		
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること		
感染性胃腸炎(ノロ、 ロタ、アデノウイルス)	症状がある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が とれること		
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと		
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから		
その他の感染症 学校保健安全法施行規則 第18条に定められている感染症				